

## 無期労働契約

**SUCRECUBE TECHNOLOGIES** (資本金 : 7,700ユーロ、本店 : 45, rue Richelieu  
75001 PARIS、商業登記地 : PARIS、商業登記番号 : 501 727 853、Montreuil 市  
所在の URSSAF パリ 社会保険事務所加入、加入番号 : 117000001536545242、企業  
活動番号 : 7022Z、SIRET番号 : 501 727 853 00027、代表者 : 佐藤弘一、ジェラ  
ン)

(以下「甲」という。)

82)

(以下「乙」という。)

との間にて、以下が説明された。

### 説明事項

乙は現在「正規滞在許可証 (carte de resident)」という種類の滞在許可証 (滞在許  
可証番号 : 9916085430-27/04/1982 番、「現行法規の範囲内でフランス本土における  
全ての職業」に就労可能。発行官庁 : 警視庁、発行日 : 2016年7月12日、有効期限 : 2026  
年7月11日) を保持している。

との間にて、以下の契約が交わされた。

### 第1条 : 契約期間および職級

乙は、現在他社に属さず 2018年2月5日より技術者 (Technicien)として、本契約を交  
わすことができる旨を宣言する。

乙の職種は技術者:Technicien (非管理職) とする。

乙は社会保障を享受し、下記の厚生年金基金の付加給付制度に加入する。

**HUMANIS Retraite (ARCCO 基金)**  
139-147, rue Paul Vaillant-Couturier  
92240 MALAKOFF

次の共済（死亡）保険基金にも加入する。

**APICIL AGIRA**

38, rue François Peissel  
69300 CALIRE ET CUIRE

また乙は医療費補完のための次の相互保険 (mutuelle) にも加入する

**SWISSLIFE Prévoyance et Santé**

7, rue Belgrand  
92300 LEVALLOIS-PERRET

**第2条：試用期間**

本契約は試用期間である3ヶ月が満了した時点で本採用となる。合意により試用期間は最長で3ヶ月間、更新することができる。

試用期間中が実労期間に相当することになっているため、試用期間が（疾病、休業などにより）中断されれば、その部分が延長される。

試用期間中、甲および乙は本契約を以下の予告期間を以て破棄することができる。

| 勤続          | 雇用者   | 従業員   |
|-------------|-------|-------|
| 8日未満        | 24 時間 | 24 時間 |
| 8日以上～1ヶ月未満  | 48 時間 | 48 時間 |
| 1ヶ月以上～3ヶ月未満 | 2 週間  | 48 時間 |
| 3ヶ月以上       | 1ヶ月   | 48 時間 |

**第3条：職務**

乙は、労働協約の Technicien opérateur principal と同等の技術者 (Technicien) として、下記の職務を遂行する。

- 職級：技術者 (Technicien)

さらに一般に、乙はその責任および能力の範囲内で任される新しい職務を行うことを誓約する。

#### **第4条：守秘義務**

契約期間中、乙はその時間、活動、経験および能力の全てを甲に提供することを確約する。

乙は労働時間外、一時的、また無償であっても、競合相手となり得る企業で直接的または間接的に職務に従事したり利害関係を持たない。

乙は自分の職務や会社の活動内容全般に関連することについて職業秘密を厳守する。乙は企業の活動に固有の情報を一切漏洩しないことを確約する。

乙は職務遂行に際して甲または当社所属の有無を問わず甲が指定する者より指示を受ける。

#### **第5条：報酬**

乙は本職務につき、週労働時間 35 時間、すなわち月労働時間 時間に対して定額で月総額 年 12 回支給) を受ける。

また甲の必要に応じて、乙は超過勤務を行う場合がある。これら超過勤務時間については現行法規および適用される労働協約にもとづき、全て残業手当として支給、または乙の同意がある場合、代替代休が付与される。

乙は現行の法令に基づき、有給休暇および社会保障上の特典を享受することができる。

#### **第6条：勤務時間**

乙は現行の法定労働時間（週 35 時間、月 時間）に従う。

乙は、事業所で現行とされている当該部署に関する勤務時間に従う。

#### **第7条：勤務地**

勤務地は 45 Rue de Richelieu 75001 PARIS とする。

ただし乙はパリ地域内での勤務地変更を承諾することを誓約する。

#### **第8条：フランスおよび海外出張**

乙の業務内容に鑑み、乙は勤務地以外にフランス国内および国外に出張することがある。乙は本件契約書の締結により、その旨を承諾する。

このため、乙は欧州、日本およびアフリカ等で滞在（期間は変動、数日間または数週間）を行う。

### **第9条：労働協約**

乙は企業に適用されている労働協約「サービスの提供 ("Prestataires de services") 官報小冊子番号：3301、労働協約識別番号：2098」を享受する。

### **第10条：契約解除の理由**

契約関係の継続は、あくまで乙が労働許可を保持していることが前提となる。

乙が労働許可のある滞在許可証を更新できない場合、契約解除の正当な理由となる。

作成地 PARIS,  
年 月 日  
3 部作成

乙署名

(署名前に"Lu et approuvé"と手書き)

甲署名および捺印

(署名前に"Lu et approuvé"と手書き)